

地球環境の変化と気候変動を機に 考えたい新しい「防災」

1927年から2018年までの期間で、東京の気温は3.2℃も上昇しました。

気象庁「気候変動監視レポート2018」より引用

近年、日本各地で台風だけでなく温暖化によるゲリラ豪雨が頻繁に発生し甚大な被害をもたらしています。今後も更に増加すると予想されます。

防災の第一人者である河田恵昭氏（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・特別任命教授）は、昨年多摩川周辺に多大な被害を及ぼした台風19号について「首都圏水災被害の最大の危機である荒川の氾濫は免れた。しかしこれは、東京湾が干潮の時間帯で水が海に流れやすかったという幸運に助けられただけであり、満潮の時間帯なら都内各地での大規模な水害の可能性もあった」と述べています。

豪雨や台風の際どこで大きな災害があるかの従来の予想は、昨今の集中豪雨や異常気象により「想定外」のことが起こり、非常に予想し難くなっています。

私たちにできることは、誰もが常に災害に備えて食料・水、その他防災グッズを用意することです。

家族を守るために人数分×数日分の食糧備蓄と、1人1日3ℓで7日～10日分の水の備蓄が必要です。またそれらを安売りなどのタイミングで準備しておき、日常生活の中で消費して減った分を随時買い足すなど、災害備蓄品を日常消費の一環とする工夫が必要です。

またこのような災害に備えて、火災保険に水災補償を付帯して保険での災害時の費用補填の方法もあると考えられます。このご案内は概要の説明ですので詳しくはお問合せ下さい。

e-ライフ新聞

令和2年
夏号

生命保険代理店

引受保険会社



引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

有限会社江見総合保険

e-ライフ総合保険

SOMPOひまわり生命株式会社・第一生命株式会社

〒703-0823
岡山県北區丸の内二丁目二二〇
TEL: 086-212-3535 FAX: 086-212-3232
営業時間: 平日 9:00~17:30
mail: e-lifesogohoken@soel.co.jp
HP: <http://www.sjnk-ag.com/ajemisogo-okaj/>



人生100年時代

リンダ・グラットン氏とアンドリュー・スコット氏は、著書『ライフ・シフト』で、先進国では2007年生まれの人の寿命は2人に1人が103歳、日本では半数の人が107歳まで生きると予想しました。人生100年時代がまさに来ようとしています。

5月29日に成立した「公的年金改革法」では、公的年金の繰り下げ受給の上限が75歳までに延長されます(令和4年4月施行)。

66歳から70歳まで繰り下げ受給を図ってみました。70歳まで繰り下げると65歳より42%増加します。健康で長く働き、繰り下げ受給も考えていきたいですね。

受給延長に伴い心配なのは、万が一がん・心筋梗塞・脳卒中等大きな病気になった時、突然の医療費や雑費等は貯えから出費することとなり貯蓄の取り崩しは大きな不安要素となります。不安解消には今後は医療保険で費用補填が大切になってくると思われます。

6月からひまわり生命より医療保険が7年ぶりに改訂されました。三大疾病に対する補償がより良い内容になりましたので、ご興味のある方はお声がけください。

老齢年金の繰り下げ受給（老齢基礎年金・老齢厚生年金）

繰り下げで年8.4%（月0.7%）増額に

受給開始年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
受給率	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%
77歳	1300	1300.8	1284.8	1252	1202.4	1136
77歳	1400	1409.2	1401.6	1377.2	1336	1278
79歳	1500	1517.6	1518.4	1502.4	1469.6	1420
80歳	1600	1626	1635.2	1627.6	1603.2	1562
81歳	1700	1734.4	1752	1752.8	1736.8	1704

※65歳開始の年額を100としたときの累計の受給率

網掛け	受給総額が65歳開始日よりプラスになる分岐点
	(例) 70歳まで繰り下げ→81歳までもらうと得になる

コロナによる通勤の変化

コロナウイルスの影響により、通勤手段としてマイカーや自転車に乗る人が急増しています。これにより自動車だけでなく、自転車の道路交通法違反や、それによる事故も増加することが予想されます。

自転車の道路交通法違反での事故の例を挙げると、神戸市の小5の子供が自転車で67歳女性に怪我を負わせた事件では、神戸地裁から9,500万円の賠償額の判決が出ました。当社のお客様の事故の中でも、最近では自転車側の責任が大きく問われる案件も増えております。

自動車の安全運転だけでなく、自転車交通法規を順守して安全運転も心がけるよう気を付けましょう。

自転車で歩行者に怪我をさせた場合、以下の特約が補償対象です。

- ◆自動車保険：個人賠償責任特約（補償額：国内事故は無制限）
- ◆火災保険：個人賠償責任特約（次のいずれかの金額）
（補償額：1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円）



また、自動車保険には特約として『弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）1事故300万限度』が付帯できます。これは相手の自転車等が原因で怪我をした時、相手に治療費等を請求する際に弁護士に依頼できます。その際発生する費用を補償する特約になります。